

大規模災害時廃棄物対策北海道ブロック協議会設置要綱

(名称)

第1条 本会は「大規模災害時廃棄物対策北海道ブロック協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、北海道ブロック（北海道の範囲をいう。）において、災害時の廃棄物対策について情報共有を行うとともに、大規模災害時の廃棄物対策に関する広域的な連携等について検討することを目的とする。

(活動内容)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について活動するものとする。

- 一 各構成員が実施又は検討している災害廃棄物対策に関する情報の共有
- 二 構成員相互の災害時廃棄物処理の協力体制の構築
- 三 北海道ブロックにおける大規模災害時の廃棄物対策に関する広域連携についての検討
- 四 北海道ブロック以外で実施又は検討されている大規模災害時の廃棄物対策に関する情報の共有
- 五 災害廃棄物処理に関与する人材の育成に関する検討
- 六 その他必要な事項

(エリア分科会)

第4条 協議会に次のエリア分科会を置く。

- 一 道南エリア（渡島総合振興局、檜山振興局の地域）
- 二 道央エリア（胆振総合振興局、後志総合振興局、石狩振興局、空知総合振興局、日高振興局の地域）
- 三 道北エリア（上川総合振興局、留萌振興局、宗谷総合振興局の地域）
- 四 道東エリア（十勝総合振興局、釧路総合振興局、根室振興局、オホーツク総合振興局の地域）

2 エリア分科会は、次に掲げる事項について活動するものとする。

- 一 各エリア内での大規模災害時の廃棄物対策に関する連携についての検討
- 二 ブロック協議会で得られた情報のエリア内での共有
- 三 ブロック協議会に参加するエリア代表の選出
- 四 エリア内で解決できない広域で検討する必要がある課題等のブロック協議会への検討依頼
- 五 その他必要な事項

(ワーキンググループ)

第4条の2 協議会に第3条に関する特別な事項を検討するためのワーキンググループを置くことができる。

(構成員等)

第5条 ブロック協議会の構成員は別表1のとおりとする。

- 一 協議会には、必要に応じオブザーバーとして別表1以外の関係者の出席を求めることができる。
- 二 協議会には、必要に応じ座長を置くことができる。

2 エリア分科会の構成員は別表2のとおりとし、第1項の規定を準用する。

(事務局)

第7条 ブロック協議会及びエリア分科会の事務局は、環境省北海道地方環境事務所資源循環課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は協議会に諮り定める。

附則 この要綱は、平成27年11月18日から施行する。

附則 この要綱は、令和元年12月12日から施行する。

附則 この要綱は、令和2年11月12日から施行する。

附則 この要綱は、令和3年9月29日から施行する。

附則 この要綱は、令和3年9月29日から施行する。

附則 この要綱は、令和4年9月16日から施行する。

附則 この要綱は、令和5年2月22日から施行する。

附則 この要綱は、令和5年8月21日から施行する。

附則 この要綱は、令和6年6月19日から施行する。

別表 1 大規模災害時廃棄物対策北海道ブロック協議会構成員

区分	ブロック協議会委員
学識経験者	東條安匡 (北海道大学大学院工学研究院環境工学部門環境工学分野廃棄物処分工学研究室准教授)
	石井一英 (北海道大学大学院工学研究院環境工学部門環境工学分野循環共生システム研究室教授)
地方自治体	北海道総務部危機対策局危機対策課防災教育担当課長
	北海道環境生活部環境保全局循環型社会推進課長
	札幌市環境局環境事業部循環型社会推進課長 (政令市)
	札幌市環境局環境事業部事業廃棄物課長 (政令市)
	函館市環境部環境推進課長 (中核市)
	旭川市環境部廃棄物政策課長 (中核市)
エリア代表	道南エリア代表振興局環境生活課長
	道南エリア代表市町村廃棄物担当課長
	道央エリア代表振興局環境生活課長
	道央エリア代表市町村廃棄物担当課長
	道北エリア代表振興局環境生活課長
	道北エリア代表市町村廃棄物担当課長
	道東エリア代表振興局環境生活課長
	道東エリア代表市町村廃棄物担当課長
民間団体	公益社団法人北海道産業資源循環協会事務局次長
	一般社団法人北海道建設業協会業務部長
	一般社団法人北海道解体工事業協会事務局長
	社会福祉法人北海道社会福祉協議会地域福祉部長
	一般社団法人北海道環境保全協会
国の機関	国土交通省北海道開発局事業振興部防災課災害対策管理官
	環境省北海道地方環境事務所資源循環課長
オブザーバー	陸上自衛隊北部方面総監部防衛部防衛課運用班長

別表 2 エリア分科会構成員

区分	エリア分科会委員
道南エリア	渡島総合振興局環境生活課主幹及び檜山振興局環境生活課長
	渡島及び檜山 (総合) 振興局管内市町村廃棄物または防災担当課長 (18市町村)
	公益社団法人北海道産業資源循環協会 道南支部の代表者
	一般社団法人北海道環境保全協会 函館地区の代表者
道央エリア	胆振総合振興局環境生活課主幹、後志総合振興局環境生活課主幹、石狩振興局環境生活課主幹、空知総合振興局環境生活課主幹及び日高振興局環境生活課長
	胆振、後志、石狩、空知及び日高 (総合) 振興局管内市町村廃棄物または防災担当課長 (70市町村)
	公益社団法人北海道産業資源循環協会 後志支部、道央支部、空知支部、日振支部の代表者
	一般社団法人北海道環境保全協会 札幌地区の代表者
道北エリア	上川総合振興局環境生活課主幹、留萌振興局環境生活課長及び宗谷総合振興局環境生活課長
	上川、留萌及び宗谷 (総合) 総合振興局管内市町村廃棄物または防災担当課長 (41市町村)
	公益社団法人北海道産業資源循環協会 上川支部、留萌支部、宗谷支部の代表者
	一般社団法人北海道環境保全協会 旭川地区の代表者
道東エリア	十勝総合振興局環境生活課主幹、釧路総合振興局環境生活課主幹、根室振興局環境生活課長及びオホーツク総合振興局環境生活課主幹
	十勝、釧路、根室及びオホーツク (総合) 振興局管内市町村廃棄物または防災担当課長 (50市町村)
	公益社団法人北海道産業資源循環協会 オホーツク支部、十勝支部、道東支部の代表者
	一般社団法人北海道環境保全協会 十勝地区、釧路地区、北見地区の代表者